

市議会通信

～チーム登米市議会～

登米市議会

平成31年3月1日

No.5

発行：登米市議会事務局

☎0220-22-1913

市議会に関する情報を議員各位と事務局で共有するため、市議会通信を発行します。お目通し願います。

■ 情報の共有化 進めています！

議会での審議にあたり、執行部から様々な説明資料が作成され、配付されています。本会議で審議する議案等についてはタブレットに掲載し、全議員が確認頂けます。これまで、常任委員会等で所管部署から配付される資料については、委員のみが手にすることができましたが、パークゴルフ場や学校再編等の議論はひとつの常任委員会だけでなく、議会全体で情報共有することが望ましい場面がありました。

そこで、議会での審議が円滑にそして効率良く行われるよう、各種資料等を議会で情報共有していきます。今後も情報を蓄積していきますので『政策資源』としてご活用願います。

常任委員会時に配付された資料

市長が重要な政策提案をする際、政策等の形成過程(①政策発生源、②提案までの経緯、③隣接や他自治体の類似政策との比較検討、④市民参加の有無、⑤総合計画との整合性、⑥関係法令と例規、⑦財政措置、⑧コスト計算)の説明を求めるとしています(議会基本条例第10条)。常任委員会の所管事務調査時には、執行部から調査事項について詳細にまとめられた資料が配付されています。委員会終了後、資料をデータ化し、タブレットに掲載しますので、ご確認願います。

⇒【格納場所】常任委員会 【掲載時期】常任委員会終了後



議会基本条例に基づく資料請求の資料

一般質問や議案審議途中に、執行部に資料を要求する場面があります。しかし、議員個人には調査権がありません。個人としての資料請求権はありませんが、議会基本条例に基づき、議会として資料請求することができます(議会基本条例第10条・第11条)。

客観的なデータが議論を進展させます。議場で公の時間を有効に使うためにも、しっかりとした現状認識が必要です。

なお、一般質問でお使いになる等で資料請求される際は、これまで同様の資料請求がなかったか、法令規則・統計データがホームページ等で公表されていないか、常任委員会資料として配付されていないか等、今一度ご確認の上、資料請求されますようお願いいたします。

⇒【保管場所】議会図書室 【簿冊名】資料請求綴

過去の一般質問の内容

平成29年第2回定例会2月定期議会以降の一般質問について、キーワード毎に分類整理しています。いつ、誰から、どのような質問がなされたかを確認頂けます。当時の質問と答弁、その後の対応等を事前に把握することで、質問時間が有効に使い、違った角度から質問が展開できるなど議論の深まりが期待できます。

地域の課題発見人である議員さん方が気づいた課題を、議会で共有・議論することで、議会が機関として政策提案することも可能となります。

⇒【保管場所】議員控室 【簿冊名】(仮称)政策テーマパーク

【参考図書】地方議員のための役所を動かす質問のしかた(学陽書房)



■ 予算審議のポイント



第2弾



市長の平成31年度施政方針では、重点施策分野として「医療」「教育振興・人づくり」「財政の健全化」を掲げています。2月定期議会の代表質問や一般質問、議案審議においても、熊谷市長始め執行部は、今年度の予算編成は大変厳しく、今後は歳入に見合った財政規模への移行が最優先課題と述べています。

新年度予算の審議が始まります。

執行部側は、縦割り構造であるのに対し、議会側は部局横断的に施策を検討できるのが強みです。

予算の木を、26の“鳥の目・虫の目・魚の目”で確認願います。



平成31年度 予算の木

【歳入】 歳入予算の見方は、全体像を把握した上で、木の大きさと形(枝ぶり)を把握しながら、葉っぱの様子を見るようになります。

歳入に占める構成割合の大きい、**地方税、地方交付税、国庫支出金・都道府県支出金、地方債**の4科目を**歳入四傑**と呼びます。

○財政自主権の観点				○その他の観点	
歳入四傑から財政自主権の度合いを把握し、来年度の財政自主権の姿を捉えます。				歳入四傑以外に、歳入に占める比率は大きくなくても、他の歳入審議の観点から、歳入の枝ぶりを見ます。	
	一般財源	特定財源		観点	該当する主な歳入科目
自主財源	地方税	—	自主財源比率	受益者負担はどうか	分担金・負担金、 使用料、手数料
	% (①)	% (③)	% (①+③)		
依存財源	地方交付税	国庫(県)支出金 地方債	↑ 歳入の自治	寄付はどうか	寄附金
	% (②)	% (④)		積極的な歳入確保はどうか	財産収入、諸収入
一般財源比率	% (①+②)		↑ 歳出の自治		

【歳出】 歳出予算の見方は、木の大きさを見てから、枝ぶりを見て、その後で、葉の一つひとつを見ていくようになります。

歳出予算は、誰が、何に、いくらまで支出できるかを定めたもので、そこに示されているのは、次年度の政策を数値化したものです。ですから、審議の際には、政策の検討と不即不離であることは言うまでもありません。

○歳出予算を見る手順

- (1) 現年度予算(補正後)の総額と翌年度予算案の総額との比較。
- (2) 目的別(総務費、民生費、教育費、土木費…)、性質別(人件費、物件費、交際費、普通建設事業費…)に前年度伸び率を比較。
- (3) 予算編成方針を確認。
- (4) 首長のマニフェストと予算案との関係を確認。
- (5) さまざまな「計画」と予算案との関係を確認。
- (6) 歳出予算を事業別に検証。特に人件費の検証。
- (7) 事業別予算を採用していない自治体では、重要な事業だけでも全体像を把握。
- (8) 事業別予算を採用していても、政策課題として重要性の高い事業・施策については、各部・各課に分散して計上されている予算の全体像を把握。
- (9) 「長期計画に則って実行している」ような整備事業こそ精査が必要。債務負担行為も含む。
- (10) 「調査」、「構想」などの名称の事業は、将来負担の審議が必要。
- (11) 委託料、補助金、負担金は積算も確認。